

横浜市上菅田笹の丘コミュニティハウス指定管理者再公募に関する質問回答

番号	分類	ページ	大項目	中項目	内容	回答
1	公募要項	5	(5)	ア(オ)	「令和5年度及び令和6年度収支予算書(兼指定管理料提案書)(様式5)」 前回の募集から区指定上限額が上った理由と金額の根拠をお示してください。	区指定上限額が上がった理由及び算出根拠についてはお答えできません。
2	特記仕様書	3	3	(2)イ	一般的な例として、「各地区センターの蔵書検索サービスを行っている」とありますが、笹の丘コミュニティハウスはその対象となりますか。対象となる場合、どのような機器が必要なのか、またその際の費用は指定管理者が負担するのか教えて下さい。	当該サービスは、横浜市上菅田笹の丘コミュニティハウスは対象外です。
3	特記仕様書	5～6	4	(2)ウ	点検整備業務の注釈として、「※なお、昇降機設備において、FM契約による保守管理を行う予定のため、これを継続すること」とありますが、これは横浜市が事前に契約を結んでいるものを引き続き指定管理者が契約を受け継ぐということですか。その場合予定される契約金額を教えてください。	昇降機設備のFM契約は、指定管理者により契約を行っていただきます。契約金額はお答えできません。なお、参考までに昇降機設備のメーカーは三菱電機株式会社です。
4	特記仕様書	2	2	(1)ア	開館時間が平日は午後9時までですが、学校職員がいない場合の正門の施錠管理はコミュニティハウスの職員が行うことになるのですか。その場合、鍵等を預かることになるのでしょうか。教えてください。	正門の開錠施錠は学校で行います。(特記仕様書 別紙1「配置図・イメージバース」をご覧ください。) 学校の門は正門、西門、東門、南門の4か所あります。コミュニティハウスの出入口は基本的には南門ですが、18時までの利用を想定しています。夜間(18時以降)は西門を利用を想定しています。車いすの方が車で来場・帰宅される場合は、日中(9時～18時)は南門を利用し、夜間(18時以降)は東門の利用を想定しています。(東門については、車の移動のみで歩行者の利用はできません)。 鍵は西門、南門、東門のものを預かり、コミュニティハウスで施錠を想定していますが、施錠の分担については、契約後協議します。